

# 令和 8 年 度

## 公立学童保育室入室の手引き



【受付窓口】〒366-8501 深谷市仲町11-1

深谷市役所 こども未来部 保育課 学童保育係（本庁舎1階6番窓口）

TEL 048-574-8648

FAX 048-551-4480

岡部市民生活課 川本市民生活課 花園市民生活課

学童保育室の入室を申し込む前に、よくお読みください。

### 1 学童保育室とは

学童保育室は、児童福祉法に「放課後児童健全育成事業」として規定されています。

この法律で、放課後児童健全育成事業とは、小学校に就学している児童であって、その保護者が労働等により昼間家庭にいないものに、政令で定める基準に従い、授業の終了後に児童厚生施設等の施設を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全育成を図る事業と定められています。

### 2 入室の基準

学童保育室に入室できる児童は、小学校に就学している児童であって、その保護者が次の各号のいずれかに該当する家庭が基準となります。

- ① 就労（居宅外労働） 昼間家庭の外で仕事をしていること  
（居宅内労働） 昼間家庭内で家事以外の仕事をしていること  
勤務時間が月48時間以上で、かつ1、2年生の申込みは午後1時以降まで、3～6年生の申込みは午後3時以降まで就労していること  
※ただし、学校の長期休業時（春休み、夏休み等）や新1年生の4、5月の利用の申込みについては、勤務時間が月48時間以上であること
- ② 妊娠・出産 妊娠中または出産後間がないこと  
※出産予定月の2カ月後の末日で退室となります。
- ③ 疾病・障害 疾病等の状態にある、または心身に障害があること
- ④ 介護等 長期間にわたっての疾病等、または心身に障害がある同居の親族を常時介護していること
- ⑤ 災害復旧 震災、火災その他の災害の復旧に当たっていること
- ⑥ 就学 児童の親が就学していること
- ⑦ 虐待・DVのおそれがあること

### 3 新年度（4月入室）の申込受付

令和8年度（4月入室）の申込受付期間は、令和7年11月4日（火）から11月28日（金）まで（土曜、日曜および祝日を除く）です。受付場所は、保育課または各総合支所市民生活課です。

### 4 年度途中（4月以外の入室）の申込受付

学童保育室の入室は各月の1日が入室日となります。

申し込みは希望する月の前月10日（土曜、日曜または祝日に当たる場合はその翌日）までに書類をそろえて、保育課または各総合支所市民生活課に提出してください。

### 5 提出書類

（1）学童保育室入室申請書 児童1人につき1枚提出してください。

（2）保育を必要とする証明書類

児童と同居し、または同一生計を営む父母が、保育できないことを確認する書類です。それぞれのかたにつき、次に掲げるもののうちいずれかを、入室申込時に提出してください。

なお、この証明書類は、児童を2人以上申し込む場合は、1部で結構です。

保育園と同時の申込みの場合は、原本を保育園、写しを学童保育室に使用してください。

#### ①「就労証明書」

・働いている場合（内定を得ている場合も含みます。）

※産休または育休明けの場合は、所定の欄に産休・育休期間及び復職年月日を必ず記入してください。

※注 意 ※育休中の入室はできません。

※育児休業期間を短縮または延長できる場合は、必ず備考欄に記載するか申し出てください。記載がない場合は、復職年月日を基準とした入室月での審査となります。

※育児休業明けに入室が決定した場合は、入室後（復職後）に復職証明書を入室月の翌月10日までに提出してください。提出がない場合は退室となります。

#### ②「教育・保育給付認定及び施設等利用給付認定現況届（労働以外）」

・働いていない場合（※求職中の事由での申請はできませんのでご注意ください。）

※それぞれ以下に指定する書類を添付してください。

- ・ 疾病等の場合 医師の診断書の写し、身体・療育・精神手帳の写し
- ・ 母親の出産の場合 母子手帳の表紙と出産予定日が記入してあるページの写し
- ・ 障害者手帳をお持ちの場合 身体、療養、精神手帳の写し
- ・ 介護等の場合 医師の診断書の写し
- ・ 就学の場合 学生証または合格証明書の写し及び時間割など

※注 意 ※母親の出産の場合、出産予定月から2カ月を迎えた月の末日で退室となります。

出産予定月を過ぎて翌月に出産した場合は、退室となる月の10日までに保育課へ連絡のあった場合のみ、確認後に実施期間が1カ月延長となります。

※利用者負担額（保育料）に滞納がある場合には、入室審査の指数にて大きくマイナスになり、入室できない場合があります。事前に納付の相談を保育課にて行ってください。

※虚偽の申し込みがなされた場合、その申し込みは無効となります。入室承諾後においても、その承諾は取り消されます。

(3) 学童保育施設申込みに関する確認書 児童1人につき1枚提出してください。

#### (4) 市町村民税課税（非課税）証明書

下記に該当するかたは市町村民税課税（非課税）証明書の提出をお願いします。

| 令和8年度       | 令和7年1月2日以降転入したかた<br>(例: 令和7年1月2日～令和8年1月1日の間に深谷市へ住民登録を行ったかた) | 令和8年1月2日以降転入したかた<br>(例: 令和8年1月2日以降に深谷市へ住民登録を行ったかた) | 提出期限      |
|-------------|-------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------|-----------|
| 4月～8月<br>入室 | 令和7年度市町村民税<br>課税(非課税)証明書                                    | 令和7年度市町村民税<br>課税(非課税)証明書                           | 入室申請時     |
|             |                                                             | 令和8年度市町村民税<br>課税(非課税)証明書                           | 令和8年7月10日 |
| 9月～3月<br>入室 | -                                                           | 令和8年度市町村民税<br>課税(非課税)証明書                           | 入室申請時     |

\*市町村民税課税（非課税）証明書は各年度1月1日時点で住民票のあった市町村で発行されます。なお、ご提出される場合は必ず「合計課税所得金額」並びに「人的控除額」の記載のある証明書を提出してください。

\*学童保育室に児童を2人以上申し込む場合は、市町村民税課税（非課税）証明書の提出は1部で結構です。なお、保育園を同時に申込みされる場合は、写しを用意しそれぞれに提出してください。

\*これらの書類が提出されない場合は、学童保育室の保育料は暫定的に最高の階層（最高額）となりますので、ご了承ください。

## 6 入室の決定

保護者のかたから提出していただいた申請書類等に基づき、学年が低い児童ほど優先とし、かつ保育が必要な度合いが高いかたほど優先となります。

また、定員以上の申込みがあった場合は、欠員が出るまでお待ちいただくことがあります。

なお、保育中の安全や保育室の円滑な運営を行うため、クラス分けを行う場合があります。

## 7 入室してから

(1) 保育時間 ※延長保育をご利用の場合は入室後、別途申請が必要になります。

・平日 放課後～午後6時まで（延長保育：午後6時～7時）

・土曜日及び春休み、夏休み、冬休みなどの学校休業日

午前8時～午後6時まで（延長保育：朝午前7時30分～8時、夕午後6時～7時）

\*学童保育室の休日は、日曜、祝日、年末年始（12月29日～1月3日）です。

\*延長保育をご利用の場合は入室後、別途、利用申請が必要になります。

(2) 変更の届出

○退室するとき      ○家族構成が変わったとき      ○居住地が変わるとき

\*なお、退室する場合は退室を希望する月の原則10日（土曜、日曜または祝日に当たる場合はその翌日）までに「退室届」を学童保育室または保育課へ提出してください。

▼次の場合は必ず保育課または各総合支所市民生活課でお手続きください。

○仕事が変わったとき（就労証明書を保育課へ提出してください。）

○仕事を辞めたとき（仕事を辞めた月の翌月末日で退室となります。）

○保育を必要とする理由が変わったとき（例：就労から出産、就労から疾病等）

## 8 保育料等

保育料の算定は、入室児童の世帯の市町村民税額を基に行います。原則は父母の市町村民税額の合算で算定を行いますが、以下①②に該当する場合は同住所地番に居住する祖父または祖母の市町村民税額も算定に含めます。

①ひとり親家庭の場合で母（父）の合計所得金額が48万円未満である場合

②父と母がふたりとも合計所得金額が48万円未満である場合

※ 生活保護世帯については、保育料はかかりません。

＜月額保育料＞ \*保育料の納入は便利な口座振替でお願いします。

市町村民税の所得割額が25,000円以上の世帯… 6, 000円

市町村民税の所得割額が25,000円未満の世帯… 5, 000円

市町村民税の均等割のみ課税世帯… 2, 500円

市町村民税が非課税の世帯… 0円

＜延長保育料＞

1日の利用につき100円

保育料は、毎月1日現在に在室している児童について、その月の分を納めていただきます。学童保育室に行っていないなくても退室の手続きをしていないと、その月分は納めていただきます。

児童が病気等やむを得ない理由によって長期間休む場合は、学童保育室及び保育課へ連絡してください。

**「保育料を滞納しますと、保育を解除する場合がありますのでご注意ください。」**

※ 別途、おやつ代（月額2,000円）を保護者会等へ納入していただきます。

※ 別途、傷害保険代をご負担いただきます。

## 9 学童保育室4月入室までの日程

・学童保育室入室申込受付 令和7年11月4日（火）～11月28日（金）

・入室審査 令和7年12月～令和8年2月中旬

○希望の学童保育室に入室できない場合、保留通知を送付いたしますので、次のいずれかを選んでいただきます。

（1）空き待ちをする。

（2）取り下げをする。（保育課へ取り下げの旨をご連絡ください。）

・入室通知発送 令和8年2月中旬

・学童保育室入室説明会 令和8年3月中旬

※ 学童保育室入室説明会は学童保育室ごとに日程が異なりますので、上記通知にてお知らせします。

\*学童保育室の入室を申請したかたで、申請を取り下げる場合は、必ず保育課まで連絡してください。